

## 1 交通について

### (1) 免許取得について

#### ①原付バイク免許証取得について

- ア 免許証は1年生の第1回定期考査後から取得可能とする。
- イ 免許証取得前には必ず「原付バイク免許証取得許可願」を担任に提出する。
- ウ 免許証取得後は必ず免許証のコピーを貼付した「原付バイク免許証取得届」を担任に提出する。加えて、原付バイクを購入した際にはバイクの車種・ナンバーを上記取得届けに記載する。

#### ②四輪車免許証取得について

- ア 自動車学校への入校希望者は、四輪車免許証取得に関する書類（取得許可願・誓約書）を担任に提出する。
  - イ 自動車学校への入校は、第3学年の11月1日以降とし、原則、進路の決定した生徒のみとする。
  - ウ 自動車学校への通学は、放課後・土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中に限る。但し、定期考査期間中及び定期考査前1週間の通学は禁じる。
  - エ 自動車学校への通学に際して、常に麻生高校生としての自覚を持ち、高校生としてふさわしくない行動は絶対にしない。
  - オ 免許証取得後は、必ず取得届を提出する。また在学中に四輪車を運転することは禁止である。
- ③普通二輪車免許取得は、理由の如何を問わず禁止である。また、普通二輪車への同乗も禁止である。

## 2 制服について

- (1) 着用については、高校生としての品位を保ち、個性を尊重し合えるものとする。

R8、3年生

### (2) 制服（冬服）（10月1日～5月31日）

- ① 学生服は、黒色の詰襟学生服に学生ズボンとし、Yシャツを必ず着用する。  
セーラー服は、濃紺の本校指定のセーラー服に本校指定のスカートを着用する。
- ② 学生服着用時の防寒着については、学生服の下に着用する。  
セーラー服着用時の防寒着については、セーラー服の上にセーターまたはカーディガン（黒・紺の単色のみ）を着用することを認める。  
スカート着用時には、黒のストッキングを着用してもよい。また、ストッキングの上に靴下を履くことは認める。

### (3) 制服（夏服）（6月1日～9月30日）

- ① 学生服の夏服は白の開襟シャツ又は白のYシャツに学生ズボンを着用する。  
セーラー服は本校指定の夏用セーラー服に本校指定のスカート（ウエスト・裾部分に校章入り。ひだ数24本）を着用する。
- ② 必ず左胸ポケット上縁に、本校所定の校章をつける。（校章は、アイロンプリント。）
- ③ 夏期の防寒着については、学生ズボン着用時は学生服を使用する。セーラー服着用時は黒・紺の単色のカーディガンを着用する。
- ④ 夏期及び冬期の衣替えの移行期間をもうけ両制服の着用を認める。
- ⑤ 令和7年度新入生から採用された制服の紺ポロシャツ及びベストの着用を認める。尚、ベストについてはワイシャツの上に着用するものとする。

### (4) 制服の着こなし等について

- ① 制服は体型に合ったものを着用する。
- ② 校章・クラス章は所定の位置に必ずつける。
- ③ 制服のボタンは所定の位置に必ずつける（袖ボタンは2個とする）。
- ④ ベルトの色は、黒・茶のみとする。また、飾りのついたバックルは、禁止する。
- ⑤ セーラー服は、必ずスカーフ及びカフスを着用する。
- ⑥ スカートの長さはスカートの丈が膝にかかる程度とする。
- ⑦ 靴下は、黒、紺、白でくるぶしが隠れるものとする。
- ⑧ 靴は黒又は茶の革靴もしくは運動靴とする。
- ⑨ 装飾品（マニキュア・口紅・その他化粧・ピアス・カラーコンタクト等）は、身に付けない。

## R8、1、2年生

### (5) 制服（冬服）（10月1日～5月31日）

- ①制服は指定のブレザー、スラックス、スカートとし、白シャツを着用する。
- ②ネクタイまたはリボンを着用する。
- ③防寒着については、指定のセーターを着用する。（任意購入）

### (6) 制服（夏服）（6月1日～9月30日）

- ①白のシャツまたは任意購入の紺ポロシャツで、夏用のスラックス、スカートを着用する。
- ②防寒着については、ブレザーまたは指定のベストを着用する。（任意購入）

### (7) 制服の着こなし等について

- ①ベルトの色は、黒・茶のみとする。また、飾りのついたバックルは、禁止する。
- ②靴下は、紺をベースにデザインされた制服のため黒・紺のものを着用する。  
スカート着用での式典時は単色の紺のハイソックスを着用。
- ③靴は黒又は茶の革靴もしくは運動靴とする。
- ④夏期及び冬期の衣替えの移行期間をもうけ両制服の着用を認める。
- ⑤マニキュア・口紅・その他化粧・ピアス・カラーコンタクト等は付けない。

## 3 髪型

- (1) 流行にとらわれない高校生らしい髪型とする。
- (2) 清潔端正なものとし、脱色・染色・パーマ・アイロン・カール・エクステ等は認めない。
- (3) 脱色・染色・縮毛矯正・ヘアアイロン等で著しく髪の色が変質した場合は、速やかに改善する。

## 4 許可を要するもの

- (1) 怪我等により異装をしなければならない場合。
- (2) アルバイトを実施する場合。

## 5 アルバイト規定

- (1) アルバイト希望者は許可申請用紙に記入の上担任に提出し、その後生徒指導担当教員との面談を経て校長の許可を得る。
- (2) 原則として1年生は第1回定期考査終了後からとする。
- (3) 考査1週間前、考査中は禁止とする。
- (4) アルコールの提供を主とする業務など、高校生としてふさわしくない業務に就くことは禁止とする。
- (5) 実施時間は午後9時までとする。